

# NSRにゆーす

**社会保険労務士法人NSR**

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1-1-8

堂島パークビル3階

tel 06-6345-3777 fax 06-6345-3776

## 新型コロナウイルス感染の疑いがある従業員の対応

### 保健所の判定により従業員が濃厚接触者となった場合の対応

保健所の判定	濃厚接触者	
勤 怠	休業(保健所の指示による「例:接触後14日間の入院または宿泊療養等」)	
賃金(休業手当)	無給(不可抗力による休業と解され使用者に休業手当の支払い義務なし)	
症状の有無	発熱等の症状あり	無症状
傷病手当金	申請可能(労務不能の証明必要)	支給対象とならない※1
年次有給休暇	従業員との話し合いにより年次有給休暇の付与もあり得る	
就 労	原則させないが良い	従業員との話し合い
※個別事案ごとに判断	テレワークは医師の許可等による※2	テレワークは保健所・施設の許可等による※2

※1 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関するQ&Aの改訂について(厚生労働省令和2年5月1日)

Q14 無症状の濃厚接触者も傷病手当金の支給対象となるのか。

A 傷病手当金は「療養のため労務に服することができないとき」に支給するものであるため、無症状の濃厚接触者については、国による財政支援の対象とならない。

※2 テレワークにあたっては「保健所及び入所施設の許可があること」「本人の希望があること」「使用者が認めていること」を条件とするのが良いでしょう。(濃厚接触者の場合はまず「医師の許可」が必要です。)

### 家族等が濃厚接触者となり従業員は濃厚接触者でない場合の対応

会社から休業指示	勤 怠	休業(使用者の責めに帰すべき事由)	
	賃 金	賃金の支払い義務あり(休業手当=平均賃金の100分の60)	
傷病手当金	症状	発熱等の症状あり	無症状
		症状により可能(労務不能の証明必要)	支給対象とならない
	勤 怠	病欠欠勤(労務不能の証明あり)	会社から休業指示(休業)のまま
年次有給休暇	従業員との話し合いにより年次有給休暇の付与もあり得る		
	勤 怠	休業→年次有給休暇	休業→年次有給休暇
就 労	濃厚接触者の場合と同じ		濃厚接触者の場合と同じ

<年次有給休暇と病欠休暇の取り扱い> (厚労省)新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)

問9 新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱いは、労働基準法上問題はありますか。病欠休暇を取得したこととする場合はどのようになりますか。

(答)年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならないものなので、使用者が一方的に取得させることはできません。事業場で任意に設けられた病欠休暇により対応する場合は、事業場の就業規則などの規定に照らし適切に取り扱ってください。

なお、使用者は、労働者が年次有給休暇を取得したことを理由として、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければならぬことにご留意ください。